

者のみなさまへ」と題しまして、道路上に伸びている樹木等に対し、土地所有者において、剪定・伐採をしていただくようお願いしております。これらは、一度事故が発生すると、道路管理者だけでなく所有者の責任や補償が問われるためです。

町でも支障木・危険木等の通報があれば所有者に対して通知し、伐採等をお願いしておりますが、経費等もかかることから、なかなか対応していただけないのが実情です。

平成31年4月1日から施行される「森林經營管理法」では、森林所有者の管理の責務を明確化し、災害の恐れのある森林に対する市町村長が必要な措置を講じるよう所有者に命ずることができます。

再三の通知にも対応していたただけない場合は、道路の安全性を考慮し、清流の国ぎふ森林・環境税事業を活用し対応できなかっただけでなく、建設課、教育課とも連携しながら検討していきたいと思います。



山田 勉議員

Q1 自主防災組織について

自主防災組織について

最近、全国で発生している災害は、想像を絶する甚大な被害をもたらしている。国・県・市町村に頼るのも当然だが、自治会員自らが協力して、少しでも被害を少なくすることも大切である。それには、まず自主防災組織に参加することだと思うが、不参加の自治会が多くあると聞いている。参加する努力を一層進めていただきたい。

私が住む栄町自治会では、自治会マップを作成し、助ける人助けられる人など、事態に対処すべき行動を一人一人が自覚し、人的災害を少なくすることを行っている。先般の関市上之保地区で起きた災害では、自衛会長が一人一人のことをよくわかつており、一番役に立つたと報道されていた。今後、自治会マップを作成し、災害に備えたらどうかと思うが、町執行部の考え方を伺う。

答（丹羽防災安全室長）

はじめに自主防災組織の立ち上げとその後の活動についてご説明いたします。

自主防災組織とは、住民一人

一人が自分の命は自分で守る、自分たちの地域は自分たちで守るという自覚や連帯感に基づき、減災活動を目的とした組織です。各自治会に自主防災組織の必要性を唱え、組織の立ち上げをお願いしてきた結果、平成29年度末現在で、78自治会中73自治会で組織化され、29組織がモデル自主防災組織活動支援事業を実施しております。

このモデル事業を実施している組織は全体の4割と少なく、今後は毎年開催されている自治会長会などで自主防災組織及びその活動について、目的や重要性を説明するとともに、広報やおつ等を利用し住民の方々にもPRして、1つでも多くの組織がモデル事業を実施していくだけよう推進していきたいと思つております。

次に自主防災組織の活動についてですが、大規模な災害が起つた場合、役場や消防、警察等の行政機関だけでは、災害時の応急対応やすべての救助活動を実施するのは難しくなります。行政の対応についても限界があります。災害時に備えた施設が被災する可能性もあります。

こうした非常時において、町

は、民自らの自主的行動による救急・救助・消火や避難等の活動が不可欠です。災害時に被害を減らすためには、「自分の身は自分

で守る（自助）」「自分たちの町は自分たちで守る（共助）」という意識を持つていただき、日頃から災害に備え、地域の防災力を高めいただくことが重要となります。また、共助の核となる自主防災組織を確立することにより、いつでも助け合える体制整備をしておくことも大切だと思っております。

今後も自主防災組織が実施する防災訓練や、防災知識の普及等を実施する場合は、積極的に支援を行つていきたいと思っております。

Q2 いきいきサロンの今後の活動について

今後の活動について

人間は生きていく上で一番重要なことは健康である。

その健康を続けていくために大切なことは人と人との接するところだと、最近多くの学者がその研究と成果を発表している。当町では、幸いにしてそれにあたる「いきいきサロン」を開催しております。年々開催回数が増加傾向にあつて喜ばしいことである。しかし、残念なことにその主体である老人クラブの会員数と加入率が年々減少しており、危機的傾向にある。今後どのようにして、この問題に取り組んでいくのか。また、いきいきサロンの運営をどのように考えているのか、町の考え方を伺う。

市上之保地区でも自治会長が活躍したという報道があつたが、八百津町でも自治会長に協力してもらうことが大変重要なだと思ふが、町執行部の考え方を伺う。

答（藤本健康福祉課長）

人と人とのふれあい、接していくことは、健康づくりや生きがいづくりなど、様々な面において大変重要なことだと認識しております。

各地域で行われている「ふれあいいきいきサロン」は、社会福祉協議会への登録が5年前には33箇所だったのにに対し、現在も含め、53箇所まで増えてきております。

今年9月に起きた災害時には、町として一部地域で消防団を利用しての安否確認や飲料水配布等を行いました。

また、警報発令時には、防災行政無線で町全体にお知らせを流し、住民に周知をしております。